

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	4
3. 新潟市	5
4. 養父市	6
5. 福岡市・北九州市	7
6. 仙台市	9
7. 愛知県	10

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例
(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

- ⑧ 羽田エアポート都市開発株式会社が、羽田空港跡地第2ゾーンにおいて、国際拠点に求められる宿泊施設・多目的ホール・会議室の整備、旅客の利便性向上に資するバスターミナル等を整備する。【平成30年4月に着工予定】

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例
(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑱ 三井不動産株式会社及び野村不動産株式会社が、日本橋一丁目中地区において、大規模国際カンファレンス施設、国際級ホテル等の都心型複合MICE拠点等及び歴史・文化を踏まえた魅力ある水辺空間を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙47～50のとおり決定又は変更する。【平成33年12月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目中地区） 別紙47

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙48
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙49
- ・東京都市計画日本橋一丁目特定街区 別紙50

- ⑲ 平和不動産株式会社が、日本橋兜町・茅場町一丁目地区において、「国際金融都市・東京」構想に資する、資産運用業者等の起業支援施設や投資家と企業の交流促進拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙51のとおり決定する。【平成31年3月に着工予定】

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画日本橋兜町・茅場町一丁目地区地区計画 別紙51

- ⑳ 野村不動産株式会社、NREG東芝不動産株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社が、芝浦一丁目地区において、水辺の観光拠点を中心としたアフターコン

ベンション施設や外国人居住者等の生活支援施設等の国際ビジネス・観光拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 52～56 のとおり決定又は変更する。【平成 33 年 3 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（芝浦一丁目地区） 別紙 52
- ・東京都市計画都市再生特別地区（浜松町二丁目 4 地区） 別紙 53
- ・東京都市計画特定街区芝浦一丁目特定街区 別紙 54

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画芝浦一丁目地区地区計画 別紙 55
- ・東京都市計画道路特殊街路港歩行者専用道第 1・8 号線 別紙 56

⑳ 森ビル株式会社、独立行政法人都市再生機構及び東洋海事工業株式会社が、虎ノ門一・二丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の駅広場、歩行者ネットワーク、ビジネス発信拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 57～59 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 10 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一・二丁目地区） 別紙 57
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門一・二丁目地区地区計画 別紙 58

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 59

(5) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

㉑ 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）が、膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床 8 床を整備する。【平成 30 年度中に実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(6) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：慶應義塾大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(7) 事項：小型無人機の実証実験を促進するための「ドローン実証ワンストップセンター」の設置

内容：小型無人機の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、有人地帯（第三者上空）での目視外飛行による小型無人機の利活用の本格化の早期実現を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「ドローン実証ワンストップセンター」（以下「ドローンセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年3月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省）及び千葉市
- ii) 設置場所：千葉市役所（千葉市中央区千葉港1番1号）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：ドローンセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関等への確認を含む）、関係機関等との調整
 - ・実証実験の実施に係る地域への周知等
 - ・ドローンセンターの取組の広報
 - ・「千葉市ドローン宅配等分科会」における検討への協力 等

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(16) 名称：国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業

内容：医療法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

可搬型の陽電子放射断層撮影装置（以下「可搬型 PET 装置」という。）の開発を促進するため、京都大学医学部附属病院が同院（京都市左京区）の磁気共鳴画像診断装置使用室において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等に対して可搬型 PET 装置を用いた撮影を行う。【平成30年度より実施】

(17) 名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、京都府全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】

(18) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社丸尾牧場（兵庫県赤穂市）

設置場所：兵庫県赤穂市内【平成30年度より実施】

② 株式会社淡路の島菜園（兵庫県淡路市）

設置場所：兵庫県淡路市内【平成31年度より実施】

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、新潟市全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（7）名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

（国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業）

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

⑤ 株式会社マイハニー（養父市）

地域との調和が保たれた養蜂事業の円滑かつ迅速な実施に向け、関連会社の出資により充実した経営基盤を確保しつつ、蜜源作物の栽培や養蜂に携わる人材育成の実習場所の確保につなげるべく、獣害防護檻を整備した養蜂箱を設置している農地の取得を行うため。

【平成30年3月を目途に取得】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、別紙12～16に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑮及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

③ 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り：別紙5)、博多停車場線(大博通り：別紙5)、博多駅山王線(筑紫口中央通り：別紙5)

※既に認定を受けている、③博多まちづくり推進協議会の博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)の適用区域拡大であるため、区域計画本文の変更なし。別紙5のみ変更。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(3) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：九州大学病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(4) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：九州大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験

に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（8）名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
（国家戦略特別区域法第27条の5に規定する課税の特例措置活用事業）

① 仙台秋保地区・地域資源を活かした観光モデル構築のための拠点整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

地域資源を活かした新しい経済拠点の形成を目的として、地域産業の中核となる海外旅客に対応した観光拠点を整備し、もって小規模企業者の創業及び雇用の促進を図る。

b) 当該事業が行われる区域 宮城県仙台市太白区秋保町湯元除9番4号

c) 当該事業の実施期間 平成30年3月から平成31年3月まで

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第13条第3号

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

観光を軸とした新たな産業の発展のために、外国語対応スタッフを雇用し、海外旅客に対応した地域資源を活かす食事の提供など、地域産業の中核となる海外旅客に対応した観光拠点の形成を図ることは、創業及び雇用の促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、仙台市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社アキウツーリズムファクトリー(仙台市太白区)

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年4月を目途に実施】

(12) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、愛知県全域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【平成30年6月を目途に実施】